平成２２年（フ）第７６号
北九州市八幡東区末広町６番15号
債務者　末吉　浩成
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７７号
北九州市八幡東区末広町６番15号
債務者　末吉　恭子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７２号
青森市中央２丁目14番10号
債務者　松山　善亮
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
青森市大字新城字平岡163番地47
債務者　船木　尚子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
青森市筒井３丁目２番38号　デンゾーハイツ３号
債務者　工藤　桐子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９００号
名古屋市天白区元八事１丁目215番地の１
プロスパー西浦３Ａ号
債務者　佐藤　玉恵
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８９号
熊本県菊池郡菊陽町原水1156－３－202、住民票上の住所熊本県上益城郡益城町大字砥川723番地１
債務者　柳田さおり
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１７号
熊本市若葉２丁目11番２－４号
債務者　島田美恵子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４８号
熊本市近見８丁目13番62―307号
債務者　友野　千末
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３２号
札幌市北区新川西２条２丁目２番20号
債務者　戸松　紀子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８９号
札幌市豊平区平岸１条９丁目２番９号
ニューパレス五番館101号
債務者　青山　郁子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１４号
札幌市東区北42条東３丁目１番11号　城北ハイツＢ６号
債務者　藤崎めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３６号
北海道千歳市朝日町４丁目14番地の２
債務者　中川　　繁
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５９号
札幌市清田区平岡４条２丁目２番10―106号
債務者　小川　年雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７８号
北海道江別市錦町46番地の14　セブンハイツ201
債務者　八重樫いづみ（旧姓宮浦）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４１号
札幌市清田区清田３条１丁目９番26号　共同生活館元気Ｂ館203号
債務者　進藤　敏雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５２号
札幌市中央区南７条西10丁目1025番地７
ノースランド南７条405号
債務者　平野　紀江
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部